

調査計画全文

1 調査の名称

ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店分野）

2 調査の目的

本調査は、「商業動態統計調査」（基幹統計調査）の丁2調査（家電大型専門店）において、POS等ビッグデータを活用するといった新たな調査方法の採用とその調査事務について実地の検討を行い、「報告者負担の軽減化」、「統計業務の効率化」、「公表の早期化」の他、「景気動向把握の向上に資するための把握内容の詳細化」等の実現可能性などの精査に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる「細分類5931－電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は「細分類5932－電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する売場面積500㎡以上の事業所（家電大型専門店）を10店舗以上有する企業

4 報告を求める者

（1）数

23

（2）選定の方法（☒全数 ☐無作為抽出 ☐有意抽出）

選定に使用した母集団名簿の名称：「商業動態統計調査」丁2調査対象名簿

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は別紙1－1、1－2：調査票様式を参照）

①企業名、法人企業番号

②店舗番号、都道府県番号

③商品販売額

④期末商品手持額（３月、６月、９月、１２月の各月末）

（商業動態統計調査規則（昭和二十八年六月一日通商産業省令第十七号）第四条第６項に規定する調査の範囲に該当するものであって、期末商品手持額にかかる調査事項にあつては、商業動態統計調査規則の第九条第２項の規定により、経済産業大臣に提出された丁２調査票から、第五条第５項第４号 商品手持額に係る内容を電磁的記録に記録することによって行う。なお、本手続により作成された電磁的記録については、これを「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店分野）」の調査票の内容とみなす。）

（２）基準となる期日又は期間

平成27年１月１日～平成30年12月31日の間の毎日（原則として、毎日０時から２４時までの２４時間。）の実績

なお、期末商品手持額については、毎四半期末日現在。

６ 報告を求めるために用いる方法

（１）調査組織

経済産業省 — 民間事業者 — 報告者

（２）調査方法（☐調査員調査 ☐郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ））

報告者は、民間事業者と接続された「オンライン（専用通信回線）」を使用して、「５（１）報告を求める事項」のうち①～③の報告に必要なPOS等ビッグデータを、「７（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限」に定める提出期限までに民間事業者に提供する。

民間事業者は、①～③について、報告者から提供を受けたPOS等ビッグデータ、④について、「商業動態統計調査（丁２調査）」から得た情報について、商品分類表（別紙２－１参照）、都道府県・経済産業局対応表（別紙２－２参照）等により、「５（１）報告を求める事項」に整理し、確認のため「報告者」にPOS等ビッグデータを集計した調査票情報を返送する。「報告者」の確認が済んだ後、「７（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限」の翌々日までに国に提出する等の方法によって実施する。（民間事業者に対する委託業務内容：データ受信、分類符号化、調査票作成、督促、問合せ対応、審査、疑義照会、集計・分析等。）

７ 報告を求める期間

（１）調査の周期

毎日（平成30年７月１日以降）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

提出期限は、調査期日（基準となる期日）の翌日

なお、期末商品手持額については、調査期日（基準となる期日）の翌月 15 日

8 集計事項

①商品別販売額に関する事項（年・年度・四半期・月・週別×全国計、経済産業局別、都道府県別）

商品別販売額、店舗数及び前年（度、同期、同月、同週）比増減率

経済産業局別、商品販売額、店舗数及び前年（度、同期、同月、同週）比増減率

都道府県別、商品販売額、店舗数及び前年（度、同期、同月、同週）比増減率

②店舗に関する事項（年・年度・四半期・月・週別×全国計、経済産業局別、都道府県別）

実店舗・EC店舗別、商品販売額、店舗数及び前年（度、同期、同月、同週）比増減率

経済産業局別、商品販売額、店舗数及び前年（度、同期、同月、同週）比増減率

都道府県別、商品販売額、店舗数及び前年（度、同期、同月、同週）比増減率

③商品別期末商品手持額に関する事項（四半期別×全国計、期末商品手持額、在庫率）

商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネット（経済産業省HP及び政府統計の総合窓口e-Stat）により公表する。

(2) 公表の期日

平成31年2月末頃まで

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類（平成25年10月改定）を使用する。なお、集計結果の表示については、本調査が特定の業種を対象とした調査であり、統計基準を用いる余地がないことから、使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

調査票の内容を記録した電磁的記録：常用

(2) 保存責任者

大臣官房 調査統計グループ サービス動態統計室長

※企業名、所在地、事業所・企業番号、法人番号（13桁）は、記入者負担軽減の観点からプレプリントを行います

☆この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。この調査により報告された左記の内容は、統計法により秘密が保護されます

初回用



政府統計



ビッグデータを活用した商業動態統計調査

(試験調査：家電大型専門店分野)

(平成27年1月1日～平成 年 月 日分)

一般統計調査

提出先	経済産業大臣
提出期日	調査日の翌日
提出部数	1部

企業名、所在地

企業名	(法人番号：)	所在地	(〒)
			都道府県 市区郡 区町村 丁目 番地 号 (ビル名)
		(電話： — — 内線：)	

商品販売額

年月日分				番号*1	店舗番号*2	都道府県番号*3	金額(円)*4										
年	月	日					兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百
20																	
20																	
20																	
20																	
20																	
20																	
20																	
20																	
20																	
20																	
20																	

*1:商品分類表参照 *2:報告者が管理している店舗を識別する固有の番号 *3:EC(エレクトロニックコマース：電子商取引)販売分は「99」 *4:消費税抜き

期末商品手持額 (この欄は3月、6月、9月、12月末日時点の商品手持額を報告するときに記入してください。)*5

番号	商品分類	期末商品手持額(円)*6												
		兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一
4010	AV家電													
4020	情報家電													
4030	通信家電													
4040	カメラ類													
4050	生活家電													
4060	その他													

*5「商業動態統計調査(丁二調査)」を提出される企業については、記入の必要はありません。

*6:消費税額を含む。

【備考】

【この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属及び氏名等】

(電話： — — 内線：)

【報告者(企業の代表者)の氏名

(報告日：平成 年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年月日分			本社/本店 都道府県番号	事業所・企業番号	法人番号(13桁)
		年	月	日			
A91	0005	20					

※企業名、所在地、事業所・企業番号、法人番号(13桁)は、記入者負担軽減の観点からプレプリントを行います。

☆この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。この調査により報告された左記の内容は、統計法により秘密が保護されます。

商品分類表(調査票様式(通常用／初回用共通))

番号	商品分類		内容例示
1011	A V 家 電	ビ ジ ュ ア ル 家 電	テレビ・プロジェクタ(CRT、液晶、PDP)、ビデオディスク、BD・DVD(再生専用、録画再生機)、BS・CS機器、AV編集機器、GPSナビゲーション、AV接続機器、電子楽器、VTR等
1012		オ ー デ ィ オ 家 電	ステレオ、スピーカ、ラジオ・ポータブルオーディオ、ヘッドホン、マイクロホン、電子楽器、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
1021	情 報 家 電	情 報 家 電 本 体	パソコン(デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末)、ゲーム機器、電子手帳・辞書ど
1022		情 報 家 電 周 辺 機 器	パソコン周辺機器(モニタ、プリンタ等)、ゲーム関連機器、コピー・シュレッダーなど
1030	通 信 家 電		移動体通信機器(携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末)、電話機・FAXなど
1040	カ メ ラ 類		ビデオカメラ・デッキ、デジタルスチルカメラ(コンパクト型、一眼レフ)、カメラアクセサリ、交換レンズなど
1051	生 活 家 電	家 事 家 電	洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、食器洗い機・乾燥機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレス、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等
1052		調 理 家 電	冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オーブンレンジ、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機等
1053		理美容・健康関連家電	シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスクア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具(電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等)、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等
1054		空 調 ・ 季 節 家 電	エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電機掛・敷毛布等
1061	そ の 他	住 宅 設 備 家 電	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付きドアホン、火災報知器、照明器具、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など
1062		消 耗 品 ・ そ の 他	電池、管球など

都道府県・経済産業局対応表(EC含む)

都道府県		経済産業局		
番号	名称	番号	名称	略称
01	北海道	51	北海道経済産業局	北海道
02	青森県	52	東北経済産業局	東北
03	岩手県	52	東北経済産業局	東北
04	宮城県	52	東北経済産業局	東北
05	秋田県	52	東北経済産業局	東北
06	山形県	52	東北経済産業局	東北
07	福島県	52	東北経済産業局	東北
08	茨城県	53	関東経済産業局	関東
09	栃木県	53	関東経済産業局	関東
10	群馬県	53	関東経済産業局	関東
11	埼玉県	53	関東経済産業局	関東
12	千葉県	53	関東経済産業局	関東
13	東京都	53	関東経済産業局	関東
14	神奈川県	53	関東経済産業局	関東
15	新潟県	53	関東経済産業局	関東
16	富山県	54	中部経済産業局	中部
17	石川県	54	中部経済産業局	中部
18	福井県	55	近畿経済産業局	近畿
19	山梨県	53	関東経済産業局	関東
20	長野県	53	関東経済産業局	関東
21	岐阜県	54	中部経済産業局	中部
22	静岡県	53	関東経済産業局	関東
23	愛知県	54	中部経済産業局	中部
24	三重県	54	中部経済産業局	中部
25	滋賀県	55	近畿経済産業局	近畿
26	京都府	55	近畿経済産業局	近畿
27	大阪府	55	近畿経済産業局	近畿
28	兵庫県	55	近畿経済産業局	近畿
29	奈良県	55	近畿経済産業局	近畿
30	和歌山県	55	近畿経済産業局	近畿
31	鳥取県	56	中国経済産業局	中国
32	島根県	56	中国経済産業局	中国
33	岡山県	56	中国経済産業局	中国
34	広島県	56	中国経済産業局	中国
35	山口県	56	中国経済産業局	中国
36	徳島県	57	四国経済産業局	四国
37	香川県	57	四国経済産業局	四国
38	愛媛県	57	四国経済産業局	四国
39	高知県	57	四国経済産業局	四国
40	福岡県	58	九州経済産業局	九州
41	佐賀県	58	九州経済産業局	九州
42	長崎県	58	九州経済産業局	九州
43	熊本県	58	九州経済産業局	九州
44	大分県	58	九州経済産業局	九州
45	宮崎県	58	九州経済産業局	九州
46	鹿児島県	58	九州経済産業局	九州
47	沖縄県	59	沖縄総合事務局	沖縄
99	EC	60	インターネット	EC

※商動丁2と定義を合わせた結果表(経済産業局別、都道府県別)を作成する場合には、報告者の本社所在地に合算する。

集計表様式

表番号※1	表名※2	表頭※3	表側※4
		①-A 商品分類別 ①-B 商品分類×実店舗・EC店舗別 ①-C 商品分類×経済産業局別 ①-D 商品分類×都道府県別 ②-A 全国×実店舗・EC店舗別 ②-B 経済産業局別 ②-C 都道府県別 ③-A 商品分類別(商動丁2分類)	集計値 販売額(円、百万円) 在庫率(%) 伸び(%)
		① 年別 ② 年度別 ③ 四半期別(③') ④ 月別 ⑤ 週別	

表番号※1	表名※2	表頭※3	表側※4
第1表	商品別販売額、店舗数及び前年(度、同期、同月、同週)比増減率	① A B C D	② A B C
第2表	経済産業局別、商品販売額、店舗数及び前年(度、同期、同月、同週)比増減率	③ A	④ A B C D E
第3表	都道府県別、商品販売額、店舗数及び前年(度、同期、同月、同週)比増減率		⑤ A B C D E
第4表	商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率		⑥ A B C D E

ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店分野） 実施の必要性について

調査統計グループ
サービス動態統計室

1. 調査の目的・必要性

公的統計の精度向上が求められる一方で、統計調査環境はますます悪化する中、データソース（情報源）を家計・企業からの報告に依存した従来の統計調査方法だけでは、公的統計の質を維持することが困難になっている。

今後、限られたリソースで統計精度をさらに向上させていくためには、こうした従来からの統計調査方法だけではなく、様々なデータソースを公的統計の補完や補正に活用する等、これまでの公的統計の枠組みを変えていくことも必要である。

その具体的な手法の一つとして、公的統計のデータソースの範囲を行政記録情報やビッグデータなどにも広げ、それらのデータソースから得られる情報も活用していくことが必要である。

「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店分野）（以下、「試験調査」と言う。）」は、将来、「商業動態統計調査」丁2調査（家電大型専門店）における調査手法の一部に組み入れることを想定して実施するもの。

将来の更なるリソース不足に備え、従前の統計調査手法にとらわれず、報告者が保有するビッグデータ（POS等販売データ）、並びに民間事業者が保有する商品マスター、サーバ・人的リソース、ノウハウ等を最大限に活用し、①報告者における負担の「軽減化」の他、②政府における統計業務の「効率化」、公表の「早期化」、③景気動向把握の向上に資するため把握内容の「詳細化」を実現する新たな統計調査手法の構築を早急に行う必要がある。